

告示

埼玉県収用委員会告示第三号

平成二十七年十月二十一日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県収用委員会会長 白鳥敏男

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十七年度第三号

二 起業者の名称及び住所

埼玉県 代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

一般国道四〇七号改築工事（埼玉県東松山市大字下野本字久保原地内から同市大字下野本字後拝地内まで）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県東松山市大字下野本字下野本

地番 六八四番三

地目 登記簿 宅地

現況 宅地

面積 登記簿 四百九十六・〇八平方メートル

実測 四百九十六・六三平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四十五・八〇平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 柴生田 民子（持分四分の二）

住所 埼玉県東松山市大字下野本六八四番地三

氏名 岩口 由美（持分四分の一）

住所 埼玉県東松山市大字柏崎八六八番地一六

氏名 田嶋 聖恵（持分四分の一）

住所 埼玉県東松山市御茶山町二三番地二

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏名 埼玉中央農業協同組合

代表理事 利根川 洋治

住所 埼玉県東松山市加美町一番二〇号

権利の種類 根抵当権